

令和5年度 第3回群馬県内水面漁場管理委員会議事録

1 日 時 令和5年12月14日(木) 午後1時55分から午後3時10分まで

2 場 所 群馬県水産会館 2階会議室

3 出席者

- ・委員 13名 松元会長 吉澤会長代理 青木委員 佐々木委員 戸部委員
水島委員 中島委員 針谷委員 松田委員 赤石委員
掛川委員 佐藤委員 長阪委員
- ・群馬県 2名 蚕糸園芸課 地域特産主監 齊藤昭紀
水産試験場 場長 小西浩司
- ・事務局 3名 事務局長(水産係長) 神澤裕平
書記(水産係主任) 渡辺峻、(水産係主事) 下境裕貴
- ・傍聴者 なし

4 開会

(事務局長)

- ・委員13名の出席により、群馬県内水面漁場管理委員会事務規程第7条による成立要件を満たしたため、令和5年度第3回群馬県内水面漁場管理委員会を開催する。

5 あいさつ

- ・群馬県内水面漁場管理委員会 松元会長
- ・群馬県蚕糸園芸課 齊藤地域特産主監

6 議事

(松元会長)

- ・本日の議事録署名人は、吉澤会長代理と中島委員にお願いしたい。
- ・議題1は「群馬県内水面漁場管理委員会指示について」である。内容について事務局から説明願いたい。

(事務局)

- ・資料1「群馬県内水面漁場管理委員会指示について」説明を行う。

(松元会長)

- ・何か意見等はあるか。

(掛川委員)

- ・最近大きなコイが増えていると感じるが、コイが小魚等を食べることにより資源量などに影響を及ぼすことはあるのか。

(小西水産試験場長)

- ・コイは雑食性なので、タニシ、小魚や貝を食べるが、もともと河川にいた魚なので、外来種に比べると影響は少ない。一般の水域でコイの被害が顕著な例は聞いたことがない。

(掛川委員)

- ・承知した。

(松元会長)

- ・他に意見がないようなので、事務局案のとおり指示を出すことでよいか。

(委員)

- ・全員異議なし

(松元会長)

- ・それでは、事務局は手続き願いたい。
- ・続いて議題2は「増殖放流呈示量について」である。事務局から説明願いたい。

(事務局)

- ・資料2「増殖放流呈示量について」説明を行う。

(松元会長)

- ・何か意見等はあるか。

(掛川委員)

- ・P20「(7)ウナギ」について、種苗の入手が困難で呈示量が達成できない場合とは何か。

(事務局)

- ・近年発生したワカサギの種苗が手に入らない状況のようなことを想定している。

(掛川委員)

- ・その場合は、呈示量の2倍を放流したとみなすということか。

(事務局)

- ・漁場管理委員会で判断していただき、2倍放流したものとみなす。

(掛川委員)

- ・ワカサギの種苗が購入できないと毎年委員会で話題になるが、ウナギの状況も心配している。

(事務局)

- ・地元業者に確認したところ、現在種苗は購入が可能である。将来的に種苗購入が難しいとなった場合は、委員会で諮りたい。

(吉澤会長代理)

- ・P19～P23「人工産卵床(4㎡)」とあるが、4㎡とした根拠は何か。

(事務局)

- ・水産庁が発行しているマニュアル「溪流魚、アユ、コイ・フナ、ウグイ、オイカワの人工産卵床の増殖指針」に基づいている。

(吉澤会長代理)

- ・P18 4(1)「水産試験場の技術指導を必ず受けること。」とあるが、具体的に水産試験場は何を指導するのか。

(事務局)

- ・親魚放流に適した漁場の選定や実際の放流方法等の指導を漁業協同組合(以下「漁協」とする。)に実施することを検討している。

(吉澤会長代理)

- ・P18 4(2)「人工産卵床を継続的に観察・記録を残すこと。」とあるが、記録を残すだけで良いのか。

(事務局)

- ・いつでも確認できるように記録を残すこととしている。委員の方々に意見を伺い、定期的に確認した方が良い等があれば検討したい。

(吉澤会長代理)

- ・モニタリングしながら効果検証した方が良いと思われる。

(事務局)

- ・承知した。今後、委員会において議論出来ればと考えている。

(吉澤会長代理)

- ・カジカの産卵床は、1つ作成すれば1箇所ということになるのか。

(事務局)

- ・10個作成して1箇所ということになる。

(赤石委員)

- ・増殖呈示量の換算で用いられている計算式は、いつ頃から使用されているのか。

(事務局)

- ・約20年前からだと思われる。

(赤坂委員)

- ・長年この計算式が使用されていて、現行の呈示量を(資料記載の)計算式に当てはめた場合、適切な量になっていると思われる。ただし、呈示量が未達成になった場合、(放流を)2倍量にしないと呈示量が減少してしまうことが懸念されるということだが、約20年前に比べると呈示量は大きく減少しているということか。

(事務局)

- ・減少している魚種もいる。

(赤石委員)

- ・それを受けて見直しをするということか。

(事務局)

- ・令和7年に向けて底打ち対策ができればと考えている。

(赤石委員)

- ・承知した。

(戸部委員)

- ・P31「卵(粒)→10粒で稚魚7尾と換算する」とあるが、その根拠は何か。
- ・成績が良すぎるため、この値は再考してもらいたい。

(事務局)

- ・水産庁研究報告書「地域の状況を踏まえた効果的な増殖手法開発事業研究報告」を参考に、計算して出した値である。
- ・他の論文も参考にし、再考し改めて提案したい。

(松元会長)

- ・発眼卵の換算については、事務局に今後検討してもらいたい。
- ・放流に関して、数量で指示するほか金額換算して呈示量を決定するのは、一つの目安になると思われる。

(水島委員)

- ・P26 2①「令和6年増殖計画の増殖量8割」とあるが、なぜ8割なのか。

(事務局)

- ・あくまで漁協が設定した増殖計画の8割であるため、特に問題無いと考える。今後、漁協から相談があれば、個別に対応していく。

(松元会長)

- ・他に意見等がなければ、本日の委員会で議論された内容を踏まえて、年度末までに各漁協に呈示したい。
- ・続いて議題3は「区画漁業権について」である。事務局から説明願いたい。

(事務局)

- ・資料3「群馬県第二種区画漁業権の免許について」説明を行う。

(松元会長)

- ・他に意見等がなければ採決に移りたい。採決は委員の中に利害関係者がいないため、まとめて行いたいと思う。区第1号から区第14号について、賛成の方は挙手願いたい。

(委員)

- ・全員挙手

(松元会長)

- ・それでは、全ての漁場について全員賛成により「諮問どおりで支障なし」とする。事務局は手続き願いたい。
- ・続いて議題4「埼玉県第五種共同漁業権のうち共第9号の免許について」である。事務局から説明願いたい。

(事務局)

- ・資料4「埼玉県第五種共同漁業権のうち共第9号の免許について」説明を行う。

(松元会長)

- ・意見等がなければ採決に移りたい。埼玉県共第9号の免許について賛成の方は挙手願いたい。

(委員)

- ・全員挙手

(松元会長)

- ・全員賛成により「諮問どおりで支障なし」とする。事務局は手続き願いたい。
- ・続いて議題5「埼玉県第五種共同漁業権のうち共第9号の遊漁規則について」である。事務局から説明願いたい。

(事務局)

- ・資料5「埼玉県第五種共同漁業権のうち共第9号の遊漁規則について」説明を行う。

(松元会長)

- ・何か意見等はあるか。

(佐藤委員)

- ・いずれかの漁協（埼玉中央漁協、児玉郡市漁協、埼玉県北部漁協、烏川漁協及び東毛漁協）の1年の遊漁承認証を購入すれば埼玉県共第9号のどこでも遊漁が可能ということか。

(事務局)

- ・そのとおりである。

(松元会長)

- ・他に意見等がなければ採決に移りたい。埼玉県共第9号の遊漁規則について賛成の方は挙手願いたい。

(委員)

- ・全員挙手

(松元会長)

- ・全員賛成により「諮問どおりで支障なし」とする。事務局は手続き願いたい。

7 閉会

文章中の（）内は事務局で加筆

群馬県内水面漁場管理委員会

会長 _____

委員 _____

委員 _____